

おかげさまで 開業14周年 ありがとうございます

地引労務管理事務所

事務所便り 2022年1月号

新年あけましておめでとうございます。本年がみなさまにとって良い年となりますよう、お祈りいたします。今年も新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いていた年末年始でしたが、無用の外出をせず、忘新年会を中止し、マスク着用と手指消毒を徹底したくらいで、例年の年末年始とあまり変わらなかったのではと思います。引き続き感染症予防対策を「通常」のこととして、平常心で今年1年を過ごせればと思います。

今年も、冬季オリンピックと男子サッカーワールドカップが開催されますね。昨年の東京オリンピックや、コロナ禍での各大型イベントの経験や情報をもとに万全の対策で実施されるとよいですね。その他、いろいろと難しい年になるかと思いますが、本年もよろしくお願いいたします。

1月のトピックス

- ・ 雇用保険マルチジョブホルダー制度について
- ・ 個人事業主への安全対策について
- ・ 雇用保険料率の引き上げについて

雇用保険マルチジョブホルダー制度について

一昨年の「雇用保険法等の一部を改正する法律」により、1月1日から複数事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して所定の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申し出ることにより、特例的に雇用保険に加入できる制度が施行されます。マルチ高年齢被保険者が失業した場合には一定の要件を満たせば65歳以上が対象の高年齢求職者給付金を受給することができます。

個人事業主への安全対策について

厚生労働省は、個人事業主について、請負契約を結ぶ相手企業が安全対策をとることを義務付ける方針を固め、年度内にも労働安全衛生法に関する省令を改正します。現在保護対象となっている企業に雇用されている労働者と同じ現場で仕事を請け負う個人事業主や、一緒に働くその家族を保護対象とし、また、資材搬入や警備など現場に出入りする業者についても保護対象とする方向です。

雇用保険料率の引き上げについて

政府は、雇用調整助成金の大規模な支出を受け、保険財政が悪化している雇用保険について、「失業等給付」の料率を2022年10月から0.6%に引き上げると決めました。他事業を加えた全体の保険料率は、現行の0.9%から1.35%となり、労働者負担分は0.3%が0.5%となります。

地引労務管理事務所

東京都小平市美園町 2-21-15-204

E-MAIL: jibiki@jibiro.info

URL: <http://jibiro.info/>

TEL/FAX: 042-343-1363

移動オフィス: 090-2907-3545